平成２５年（フ）第７５号
福岡県宮若市宮田4891番地１　寺井アパート202
債務者　高口　晴美（旧姓繁木）
１　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第８５号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多132番地、前住所福岡県飯塚市堀池315番地８
債務者　福原さち子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第５０２号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目17番23号　第２小松原スカイハイツ403号
債務者　吉　真記子
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５０６号
鹿児島県日置市吹上町中原2879番地
債務者　徳重　修作
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２号
熊本県菊池市隈府1421番地　高木アパート３号室
債務者　島田美枝子
１　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月18日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第７０１号
静岡県掛川市上西郷1612番地の１、旧住所静岡県焼津市一色1545番地
債務者　中又　　薫（旧姓良知）
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３７０号
横浜市緑区中山町306番地７　グレースメゾン801号
債務者　丸山　厚子
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６号
神奈川県大和市上和田1696番地２　大和上和田荘６号
債務者　飯田　正紀
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８号
横浜市港南区港南台２丁目２番２―302号
債務者　森　　睦
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３６号
栃木県佐野市犬伏新町2060番地８　ヴェルドミールＡ102号、前住所栃木県小山市暁１丁目６番26号　アルバ・ブリーゼⅡ101号室
債務者　稲川　　健
１　決定年月日時　平成26年２月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０号
栃木県宇都宮市五代３丁目９番16号　エルディム山崎101
債務者　加藤　文人
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２号
岡山県新見市大佐永富732番地
債務者　吉岡みどり
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月21日午後２時
岡山地方裁判所新見支部

平成２６年（フ）第１号
釧路市春採７丁目37番４号
債務者　阿部　早苗（旧姓小山）
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１０７号
栃木県小山市城東５丁目14番１号　アメニティハイツミヤタ301号
債務者　平山　　忍
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１号
最後の住所大分県玖珠郡玖珠町大字帆足457の１番地
破産者　被相続人亡宿利ヤス相続財産
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第２７５号
長野市広田48番地
破産者　株式会社特建
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２１号
福岡県太宰府市観世音寺１丁目５―23―602
破産者　有限会社アッド
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部